

水上バイク等は 航行マナーを守りましょう！



水上バイク、モーターボート等の動力船は、
以下のエリアでの安全な航行等をお願いします！

徐行するエリア ⇒ 文珠水道、天橋立周辺の沿岸50m以内

遵守事項 【徐 行】 **8km/h以下(波立たない程度)で航行**
※遊泳者等がいる場合は接近しないか 更に減速

【安全航行】 暴走、波立、他船の航路妨害となる行為はしない
【騒音防止】 ふかし音、音楽を鳴らしながらの航行、大声で騒ぐなどの周囲への迷惑行為はしない

着岸・停留・錨泊しないエリア ⇒ 天橋立全域を含む
裏面(マップ)の指定したエリア

(ただし、漁業、護岸・環境保全作業、安全対策に従事する船舶 及び許可を得た桟橋を使用する船舶は除く)

遵守事項 このエリアでは、着岸・停留・錨泊 及び マリンレジャー
機材(水上バイク等)の上げ下ろしはしない

参考【適用ルール】 (京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例 第13条 抜粋)

- ・プレジャーボートの付近に遊泳者等がいる場合又は漁業上の施設、工事現場等がある場合は、減速すること及びこれらに接近しない等の安全な方法で操縦すること
- ・狭い水路又は民家等に近接する海域を航行する場合は、水難事故を防止し、及び静穏を保持するために必要と認められる速度で操縦すること

私たちは、日本三景「天橋立」を訪れた皆さん、地域の皆さんに「安心、安全で快適に過ごしていただきたい」と考えています。

海面利用のルールを守って 誰もが安心、安全に楽しめる天橋立になりますよう、皆さんのご協力をお願いいたします。



天橋立海面利用安全対策協議会

天橋立観光協会・天橋立府中観光会・天橋立文珠繁栄会・文珠自治会・宮津市府中地区連合自治会・京都府漁業協同組合
宮津支所・丹後海陸交通(株)・宮津商工会議所

(事務局) 宮津市産業経済部商工観光課(0772-45-1625)・京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課(0772-62-4301)

天橋立エリア

自主規制マップ

- 徐行(8km/h以下で航行)するエリア ⇒ 文珠水道、天橋立周辺の沿岸50m以内
■ 着岸・停留・錨泊しないエリア ⇒ 天橋立全域を含むマップの指定したエリア



注意事項

- ①衝突の危険性の高い箇所のため、海上衝突予防法に基づき右側航行を守ってください！
- ②海水浴場開設期間中は遊泳区域に進入せず、遊泳区域の境界から50m以上離れて航行してください！